



## 福島県職員男女共同参画推進行動計画（概要版）

全ての職員が自分らしく働けるように～働き方改革とワーク&ライフの充実～

### 1 計画の趣旨

本県の政策立案や意思形成過程へ男女双方の意見を取り入れるべく、女性の参画をさらに進めるとともに、職員全員が「働き方改革」等による仕事と生活の双方の充実を図り、その個性と能力を十分に発揮することで、これまで以上に県の復興・創生に向けた取組を充実・強化していくことができるよう、具体的な取組方針を示し、取り組んでいくもの。

### 2 計画の位置づけ

- ① 本県職員の男女共同参画推進にあたっての基本計画
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（教育委員会、警察本部職員を除く）
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画（教育委員会、警察本部職員を除く）

### 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度（5年間）

### 4 達成目標

項目	前計画目標値 (令和2年度まで)	実績値 (令和元年度)	新規目標値 (令和7年度まで)
採用試験における女性受験者の割合	50%	31.8%	50%
管理職層に占める女性の割合(※)	8%	8.4% ※R2.4.1 現在	12%
男性職員の育児休業取得率(※)	10%	17.8%	100%
配偶者出産休暇取得率(※)	100%	76.3%	100%
男性職員の育児参加のための 休暇取得率(※)	40%	38.8%	100%
男性職員の育児休業等取得者のうち 取得期間が合計1か月以上の者の割合(※)	(新規)	26.9%	50%
年次有給休暇取得日数（取得率）(※)	12日(60%)	11日(55.0%) ※R1年	12日(60%)

※ 教育委員会、警察本部職員を除く

### 5 主な具体的取組

- ◇ 知事のイクボス宣言や研修を踏まえた管理職員の意識改革
- ◇ 男女共同参画に係る取組の周知徹底による職員一人一人の意識改革
- ◇ 子育てに関する休暇等取得の計画書などを活用した男性職員が子育てしやすい職場環境づくりの推進
- ◇ 女性職員の職域拡大、キャリア形成に向けた支援
- ◇ 福島県職員版「働き方改革基本方針」に基づいた働き方改革（職員の意識改革・業務の改善・柔軟な働き方）の実践